

令和8年度 横手市社会福祉協議会事業計画

はじめに

急速な少子高齢化や人口減少が進む中であって、介護や様々な要因を背景とした生活困窮、社会的孤立など、複雑で多様な課題が増加する一方で、身近な地域における支えあいの機能は希薄化しております。また、厳しい財政状況の中での財源確保・福祉人材の不足など、乗り越えていかなければならない大きな課題を抱えており、今日の社会福祉を取り巻く環境は厳しさを増しております。

横手市社会福祉協議会ではこうした状況の中、横手市と共に策定した「第4次横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画」や、「第1次横手市社協発展・強化計画」を推進するとともに、新しい目線で、柔軟に取り組んでいける財政基盤の見直しや、職員が働きやすい職場環境の整備を更に進めてまいります。

地域福祉部門では、福祉教育やボランティア活動の推進、小地域ネットワーク活動の充実、生活支援活動及び居場所づくりなどの強化を図ります。また、生活困窮者支援や権利擁護支援、福祉人材の育成や確保、災害時の対応体制の整備など、本会の部門間のもとより、行政や関係機関・団体等との連携を通じて、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

介護保険部門では、感染症対策の徹底を図り、ご利用者に寄り沿ったサービスを行いながら、より質の高いサービスの提供を目指します。また、令和6年度から2カ年に渡り導入をしているICT機器を、有効利用するべく機器活用の習熟を図ってまいります。そのことに併せ、業務や体制の見直しを行い、今後の更なる労働人口減少を見据え、介護現場における生産性の向上に取り組んでまいります。

今後も横手市、市民と地域、各関係機関等と連携を深めながら事業を実施し、地域に開かれた責任ある団体として、信頼され安定した組織運営に向けた基盤強化に努めてまいります。

I 基本理念

本会は、住民の参加と公私協働による「誰もが安心して暮らすことのできる地域づくり」を目標として活動に取り組みます。

II 基本方針

1. 私たちは、住民と共に、地域における福祉課題の把握と解決に努めます。
1. 私たちは、サービス利用者の人権を尊重し、質の高い福祉サービスの提供に努めます。
1. 私たちは、地域におけるあらゆる団体・組織との連携を図り、総合的な支援体制づくりに努めます。
1. 私たちは、地域福祉を推進する民間団体として、自らの専門的役割と責務を自覚し、自己研鑽に努めます。

【法人総務部門】

総務関係では、令和6年度に導入した決裁システムも軌道に乗り、事務処理の省力化や決裁処理の迅速化、経費削減を進めてまいりました。令和8年度も引き続き有効活用しながら、事務量を削減できるようデジタル化の推進を行ってまいります。また、法人の組織改編も大きく進んだことから、新たな体制での経営分析を行い、経営基盤および財務規律の強化に努めます。

介護保険事業関係では、令和7年度末に居宅介護支援事業所の入力端末を、ご利用者宅等外部での入力を可能とする機器に入替を行いました。令和8年度は入替の効果を検証しながら効率的な運用に努め、業務の負担軽減や生産性向上に取り組んでまいります。また、令和6年度に引き続き令和7年度も秋田県介護テクノロジー活用支援事業費補助金を活用することにより、短期入所生活介護事業所を含んだ特別養護老人ホームに見守りセンサーおよびWi-Fi インカムシステムを導入することができました。令和8年度はよりICT機器の習熟度を高めながら活用し、介護業務の省力化、介護職員の負担軽減、更なる業務の見直しを行い、生産性を向上してまいります。同時に生産性向上推進体制加算Ⅰの取得も行い、安定した介護保険事業所の経営を行いつつ、質の高いサービスを提供できるよう効率的な取り組みを推進してまいります。

1. 総務、事業関係

(1) 役員会、委員会等

正副会長会、理事会、評議員会を定期的を開催し、経営組織のガバナンス強化、牽制機能の発揮、財務会計に係るチェック体制整備など、法人の経営に関する方針を明確にすると共に、経営・運営上必要な事項を定め、健全な法人運営に努めます。

①正副会長会	年5回
②理事会	年4回
③評議員会	年4回
④総合企画部会	年2回
⑤地域福祉部会	年2回
⑥事業経営部会	年2回
⑦合同部会	年1回
⑧苦情解決第三者委員会	年1回
⑨資金貸付事業運営委員会	年1回
⑩広報委員会	年1回

(2) 組織と職員体制

良質なサービスを効率的、効果的に提供していくために、法人内の他部署との連携、協働により、付加価値を生み出せる体制整備の実現と、職員一人ひとりの意識の向上・構築を図ります。

(3) 役職員研修

法人運営に関する諸課題、地域福祉や介護保険事業の向上等を目的に役職員研修を開催するとともに、職員研修の充実による人材育成に取り組むなど、社協役職員としての自覚と意識の向上に努めます。

①役員研修 理事、監事、評議員研修開催

②職員研修 全体研修、事業所別研修、専門分野別研修、階層別研修等

(4) 健全経営に向けた取り組みについて

経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化など、社会福祉協議会として今後も地域の皆様に信頼され、より安定した法人運営ができるよう、組織運営体制を整備してまいります。

(5) 規程関係の見直しについて

各種規程については、現状に即した見直しを図るとともに、制度改正に沿った変更を適宜適切に行います。

(6) 職場環境づくりについて

衛生委員会の開催やストレスチェック制度の活用により、職員個々のストレス軽減や職場環境の改善に努めてまいります。また、職場における課題の抽出及び分析等から生産性を向上できるよう取り組んでまいります。

(7) ホームページ等の運用について

事業計画や事業報告、法人の理念や事業活動、提供するサービス内容、求人募集、社協だより、活動状況やお知らせ等のより多くの情報をホームページやX・YouTube等のSNSから発信すること、また新たなホームページ・SNSの活用方法の検討を行いながら法人の広報機能を強化すべく運用してまいります。

（８）地域福祉に関する情報提供と啓発について

①社協だよりの発行

社協の事業のほか、地域や事業所等が取り組んでいる福祉活動及び福祉・介護に関する情報などを発信し、地域福祉活動への理解と参画などを促進します。

規 格：８ページ、表・裏表紙フルカラー、中面２色

発 行 月：５月、７月、１０月、１月（年４回）

発行部数：３２，６００部（１回あたり）※全戸及び市内事業所等への配布

②社会福祉功労者等表彰式・福祉関係者合同研修会の開催

社会福祉の発展に貢献されている方々の顕彰や福祉関係者が集う研修会を通じて福祉意識の高揚を図り、地域福祉活動への参加を促進します。

開催内容：表彰式／研修会（福祉関係者の取り組み、実践発表など）／アトラクションなど

開 催 月：１０月

参 加 者：市民、福祉関係者・団体など

会 場：浅舞地区交流センターなど

２．指定管理事業関係

基本協定に基づき、適正かつ健全な運営管理に努めます。

（１）指定管理施設

- | | |
|----------------|-----------------------|
| ①十文字町健康福祉センター | （令和６年４月１日～令和１１年３月３１日） |
| ②山内ほっとパレスゆうらく館 | （令和６年４月１日～令和１１年３月３１日） |
| ③大雄地域福祉センター | （令和６年４月１日～令和１１年３月３１日） |

3. 介護保険事業関係

<在宅部門>

(1) 居宅介護支援事業所

(事業所目標)

ご利用者やご家族が住み慣れた地域で「自分らしさ」を大切にして暮らすことができるよう、日常的な相談や多様な課題・要望に応じたケアマネジメントを行います。

「我が事」とした法人内の繋がり活かしながら地域や各関係機関との連携や情報の共有を図り、頼られる事業所となるように努めます。

また、人材確保・育成の取り組みを強化し、法令を遵守した質の高い公正中立なケアマネジメントを行うため、自己研鑽に励み、計画的に研修を実施するとともに、働きやすい職場環境づくりや効率的な事業の推進に努めます。

実施事業：介護保険、介護予防支援計画、介護予防ケアマネジメント、介護保険認定調査

事業所：平寿苑指定居宅介護支援事業所

営業日：月～土（12/29～1/3 除く）

営業時間：8：30～17：00

西部指定居宅介護支援事業所

営業日：月～金（祝日、12/29～1/3 除く）

営業時間：8：30～17：00

東部指定居宅介護支援事業所

営業日：月～金（祝日、12/29～1/3 除く）

営業時間：8：30～17：00

十文字福祉センター指定居宅介護支援事業所

営業日：月～金（祝日、12/29～1/3 除く）

営業時間：8：30～17：00

	平寿苑		西部			
	ケアマネ 配置人数	1人あたり 担当件数	ケアマネ 配置人数	1人あたり 担当件数		
R8	5名	32.8件	10名	35.0件		
R7	5名	32.3件	11名	32.4件		
	東部		十文字		計	
	ケアマネ 配置人数	1人あたり 担当件数	ケアマネ 配置人数	1人あたり 担当件数	ケアマネ 配置人数	1人あたり 担当件数
R8	6名	32.3件	7名	31.9件	28名	33.0件
R7	7名	31.9件	6名	34.4件	29名	32.8件

(2) 訪問介護事業所

(事業所目標)

訪問介護サービスを必要とする方に対し、その人らしく、自立した日常生活を営む事ができるよう他事業所と連携を図り、地域に根差した事業所として、安心・安全なサービスを提供します。

職員自身の健康管理にも留意し、安心して働けるよう職場環境を整え、複雑多岐にわたるニーズにも対応できるよう研修会への参加等、職員の育成に努め、質の高いサービス提供を目指します。

また、感染症の予防策を講じ、状況に合わせた対応ができるよう十分に配慮します。

実施事業：介護保険事業、居宅介護事業（障害者総合支援法）、移動支援事業（市受託事業（障がい））、産後ファミリー応援事業（市受託事業）

事業所：指定訪問介護事業所（指定居宅介護事業所）

営業日：毎日 営業時間：6：00～22：00

	月平均訪問回数
R8	2,024 回
R7	2,455 回

(3) 通所介護事業所

(事業所目標)

ご利用者及びご家族のニーズを把握し、多職種との連携を図りながら、迅速かつ柔軟性のある受け入れ対応をします。また、機械浴を有する数少ない事業所である強みを活かし、住み慣れた地域で可能な限り在宅生活が継続できるように支援します。

各事業所の特性を最大限に活かし、ICTの導入等により省力化を図ることで生産性を高め、必要とされる介護サービスが必要とされるところへ適切に提供されるように努めます。

感染症等への感染防止対策を講じ、災害時には迅速に適切かつ安全で、質の高い介護サービスを継続的に提供できるように努めます。

実施事業：介護保険事業、基準該当生活介護事業（障害者総合支援法）

障がい児者デイサービス事業（市受託事業（障がい））

事業所：平寿苑指定通所介護事業所 定員 25 名

営業日：毎日（12/31～1/3 除く） サービス提供時間：9：15～16：15

雄風荘指定通所介護事業所（基準該当生活介護事業所） 定員 28 名

営業日：月～土（12/31～1/3 除く） サービス提供時間：9：30～15：30

十文字福祉センター指定通所介護事業所（基準該当生活介護事業所） 定員 30 名

営業日：月～土（12/31～1/3 除く） サービス提供時間：9：40～15：40

	平寿苑 (25名 7-8時間 毎日)		雄風荘 (28名 6-7時間 月～土)	
	稼働率	1日平均	稼働率	1日平均
R8	81.5%	20.4名	76.3%	21.4名
R7	84.6%	21.2名	85.6%	24.0名
	十文字 (30名 6-7時間 月～土)		計	
	稼働率	1日平均	稼働率	1日平均
R8	86.7%	26.0名	81.5%	22.6名
R7	86.5%	26.0名	85.7%	23.7名

<介護老人福祉施設部門>

(施設理念)

「人間の尊厳を認め合い、愛情に満ちた笑顔あふれる人間関係を育む」

施設としての専門性・社会性・機能性等を有効に活用し、ご利用者一人ひとりの人権・人格を尊重し、身体的・精神的健康の保持向上に努め、個性を重んじながら、施設生活全般において適切な援助及び介護を行い、生活の場としての快適な環境づくりとともに地域への開放と在宅福祉の充実に努め、地域福祉の充実に貢献します。

(1) 特別養護老人ホーム平寿苑

(施設目標)

ご利用者の笑顔のある穏やかな暮らしを大切にし、ご家族との良好な関係のもとに状況に応じた適切な介護サービスが適時に提供できるよう個別ケアの推進に努めます。事業の推進にあたっては、施設内の各事業所の協働による複合施設としての利点を最大限に発揮できるよう、ICT機器の導入を推進しながら介護サービス等の向上・充実にともに効率化を図っていきます。また、関係機関や地域の社会資源及び住民の方々との連携・協働により、地域に根ざした開かれた施設づくりを目指します。

事業所：特別養護老人ホーム平寿苑

定員 50名

平寿苑指定短期入所生活介護事業所

定員 10名（特養空床利用）

(2) 特別養護老人ホーム雄水苑

(施設目標)

ご利用者のこれまでの生活感を大切にし、安心して暮らせる笑顔に満ちた家庭的な環境に配慮し、「安全・安楽・安心」を基本とした心の通った柔軟な個別ケアの提供を目指します。また、介護ロボット・ICT等テクノロジーの導入と活用にて、職員が

働き易くなることにより、ご利用者への関わる時間やケアの質向上を図り、ご利用者・職員が互いに過ごし易い場となるよう取り組み、地域に根付いた有用な社会資源・福祉の拠点となるべく、開かれた施設づくりを目指します。

事業所：特別養護老人ホーム雄水苑	定員 50 名
特別養護老人ホーム雄水苑ユニット	定員 30 名
雄水苑指定短期入所生活介護事業所	定員 8 名（特養空床利用）
雄水苑ユニット指定短期入所生活介護事業所	定員 特養空床利用

（３）特別養護老人ホーム憩寿園

（施設目標）

ご利用者一人ひとりが自身を自由に表現できる心豊かな生活と、人生に前向きで尊厳のある生き方を支援するとともに、常にご利用者様の立場に立ったケアの取り組みにより生活の資質向上に努めます。また、介護テクノロジーの導入による介護サービスの効率化を図るとともに、福祉のプロとしてご利用者一人ひとりの思いに耳を傾け、受け止め、共感し、ご利用者の自己決定を尊重できる職員の育成に努め、地域の有用な社会資源として貢献できる施設を目指します。

事業所：特別養護老人ホーム憩寿園	定員 58 名
憩寿園指定短期入所生活介護事業所	定員 10 名（特養空床利用）

稼働率	平寿苑		雄水苑				憩寿園	
	特養	短期	特養	ユニット	短期	ユニット短期	特養	短期
R8	96.0%	100.0%	96.0%	96.0%	98.0%	10 日稼働	96.0%	97.0%
R7	96.0%	100.0%	96.0%	96.0%	98.0%	30 日稼働	96.0%	97.0%

【その他】

4. 内部会議及び研修等

(1) 衛生委員会

職場における職員の安全と健康を確保するとともに、疲労とストレスを感じることが少ない職場環境を形成することを目的として、必要な事項の検討や対策への取り組みを行います。

(2) 感染症対策委員会

感染症の発生の予防及び蔓延防止に関する対策を検討することにより、利用者及び家族、また、職員等の健全な生活の営みに資することを目的に実施します。

(3) 事業担当者会議

役員会、委員会等での決定事項報告、総務、地域福祉、介護保険事業の各担当に分かれそれぞれにおける課題の協議と、連携の強化を目的に実施します。

(4) 介護福祉士等各種現場実習受入・指導

介護実習等の指導機関として、福祉関係職への就労を目指し就学している学生や、各機関で実施されている養成研修生の受け入れ及び指導にあたり、福祉の人材育成に努めます。

(5) 社協発展・強化計画の推進

発展強化計画推進プロジェクトチーム会議や重点施策検討専門会議、ワークショップ会議を開催し、発展強化計画を推進していきます。

【地域福祉部門】

基本目標 1：お互いさまの気持ちで思いやりのあるまちをつくる

地域住民がお互いに支えあい、助けあう社会の実現をめざし、福祉意識の醸成と啓発を図ると共に、地域における福祉活動の活性化に向けて、地域福祉の担い手となる人材の育成に努めます。

1. 福祉教育活動・交流活動の推進

1) 福祉教育活動推進事業

学校が行う福祉教育活動や交流活動等への支援を通じて、地域の一員であることの自覚やお互いを尊重し支えあう意識、また共に生きる力や共感し合える福祉の心を育み、地域福祉の担い手を育成します。

《事業内容》

福祉教育活動推進校の指定／活動助成金の交付／学校が行う福祉教育活動や交流活動、ボランティア活動等の支援(推進校以外の学校含む)など

◆活動助成金 40,000 円以内

《福祉教育活動推進校：28 校(予定)》

○小学校…横手南小学校、朝倉小学校、旭小学校、栄小学校、横手北小学校、増田小学校、浅舞小学校、吉田小学校、醍醐小学校、雄物川小学校、大森小学校、十文字小学校、山内小学校、大雄小学校

○中学校…横手南中学校、横手北中学校、横手清陵学院中学校、増田中学校、平鹿中学校、十文字中学校、横手明峰中学校

○高 校…横手高校定時制課程、横手城南高校、横手清陵学院高校、増田高校、平成高校、雄物川高校

○特別支援学校…横手支援学校

2) 福祉出前事業

地域や企業、団体等に対し、出前メニューに基づいた福祉に関する講座・研修、交流の場等への支援を通じて、住民等の福祉への関心を高め、繋がり合う意識や活動への参画を促進します。

《事業内容》

出前メニューに基づいた講師及び職員の派遣／福祉に関する講座等の企画提案／福祉や介護などの学びの場の提供に向けた検討など

○出前メニュー・講座例

福祉活動・サービス・ボランティアに関する講座、加齢・認知症に関する講座、各種体験講座(点字、手話、介護、レクリエーション、障がい疑似体験など)、赤い羽根出前教室、防災・災害支援等に関する講座など

2. ボランティア活動の推進と支援

1) ボランティア活動推進事業

ボランティア活動の推進及び活動者・団体等の支援を行いながら、地域ニーズを踏まえた人材の育成等に努めます。

《事業内容》

ボランティア活動の相談対応・支援・調整／ボランティアニーズの把握／ボランティア登録及び活動保険関係事務／社協ボランティア登録団体への活動保険料の補助／ボランティア情報の発信／ボランティアの育成及び活動の推進など

2) ふれあいコール事業

ボランティア団体との協働により、単身高齢者や障がい者等の見守りや安否確認、相談対応などを目的とした電話による声かけ訪問活動を行います。

《事業内容》

①声の訪問ボランティア事業（横手）

横手市内の対象者への電話による声かけ訪問など

◆実施日 毎週3日程度

◆対象者 横手市内の単身高齢者世帯、障がい者世帯など

②ふれあい安心コール事業（雄物川）

雄物川地域の対象者への電話による声掛け訪問など

◆実施日 毎月第2・4木曜日

◆対象者 雄物川地域の単身高齢者世帯、障がい者世帯など

基本目標2：地域の良さを活かして明るく安心して暮らせるまちをつくる

みんなが安心して暮らせる地域となるよう、住民同士の支えあい・助けあい活動や除雪活動、地域交流の推進、また地域を支えている福祉団体等への支援に努めると共に、災害が発生した場合に早期の復旧・復興につながるよう、地域や行政等と連携した支援体制の充実・強化を図ります。

1. 福祉ネットワーク活動の推進

1) 小地域ネットワーク活動推進事業

住民主体の福祉活動を推進するため、地域の状況把握や課題などを共有し、地域で必要な取り組みについて検討します。また、地域住民、福祉関係者、関係機関等との連携を図り、「誰もが安心して暮らすことのできる地域づくり」の推進をめざします。

《事業内容》

生活課題や地域資源等の把握と情報共有／地域の福祉活動への協力／福祉意識の向上に向けた啓発活動／日常的な見守り及び災害時の避難支援体制の構築／地域の関係者、機関・団体等の連携強化／地域交流や世代間交流の推進／小地域ネットワーク会議の開催／支えあいマップ・福祉マップの作成や更新など

《主な取り組み》

①支援を必要とする世帯や福祉ニーズの発見

地域住民及び福祉関係者、関係機関、地域の居場所等からの聞き取りなど

②地域資源の発掘・把握

地域住民及び福祉関係者、地域の居場所、ボランティア活動者等からの聞き取り／資源の見える化など

③福祉ニーズの解決に向けた支援

○小地域ネットワーク会議の開催

◆実施回数 横手：28回／増田：25回／平鹿：24回／雄物川：12回／大森：16回／十文字：22回／山内：13回／大雄：21回

◆内 容 要支援世帯・ニーズの共有／地域で出来る事についての情報交換／孤立・孤独の防止（見守りや声掛け、居場所づくり等）など

◆参加者 町内・自治会関係者、地区交流センター関係者、福祉関係者、福祉・地域活動団体関係者、介護保険事業所、警察（駐在所）、市職員など

○支援検討会議

◆実施回数 随時

◆内 容 必要な支援及び支援の仕組みづくりの検討・実践など

◆参加者 民生委員、福祉協力員、福祉関係事業所、地区交流センター、市職員など（課題に応じて参加者を検討）

2. 福祉協力員活動の推進

1) 福祉協力員活動推進事業

福祉協力員及び福祉協力員会の体制整備と活動の充実を図ると共に、福祉関係者や関係機関・団体等との連携を図りながら地域福祉の推進に努めます。

《事業内容》

○福祉協力員活動の推進

福祉協力員（843名／令和7年12月1日現在）及び15地区福祉協力員会活動の推進／活動費の交付／地域の関係者、機関・団体等の連携強化など

◆活動費 福祉協力員1人につき5,000円を基準に福祉協力員会へ交付

3. 地域の支えあい・助けあいの推進

1) 生活支援体制整備事業【市受託事業】

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って生活ができるよう、生活支援及び介護予防の基盤整備や充実・強化を図りながら、地域の支えあい・助けあいによる取り組みを推進します。

《事業内容》

生活支援コーディネーター（職員1名）及びエリアマネージャー（職員3名）、取り組みに応じた多様な主体との協議（地域課題の共有及び解決策の検討、地域資源の情報収集及び発信及び活用調整、支えあい活動及び生活支援活動の推進、交流活動の推進、地域の居場所づくり、高齢者の社会参加及び役割づくりの推進など）／行政・社協連絡会議の開催／市職員及び社協職員との協働による取り組みの検討など

2) くらしサポート応援事業 ※新規

日常生活の中の身近な困りごとを支えるための地域づくりを推進するため、住民が主体的に取り組む生活支援活動の立ち上げや実践練習等の取り組みを推進します。

《事業内容》

○生活支援の取り組みの支援

生活支援の取り組みの立ち上げや実証実験に向けた情報提供や助言／活動助成金の交付など

◆対象 買い物の代行や移動支援、ゴミ出し、除草、日常的な声掛けや話し相手、配食など、住民が主体となって生活支援に取り組もうとする団体

◆支援内容 ①立ち上げ支援

参考となる事例等の情報提供、視察の調整、企画や実践に関する助言など

②活動助成金の交付

立ち上げに向けた会議の開催経費や実践に必要な物品の購入、実証実験に関わる経費の支援として、最大 30,000 円を助成

4. 地域の居場所づくりの推進

1) 居場所づくり推進事業

地域住民や様々な社会資源との協働による多様な居場所づくりとその運営により、地域や社会とのつながりづくり、当事者の課題解決や生きがいくくりなどの支援を行います。

《事業内容》

○地域ふれあい事業

地域住民が気軽に参加できる地域の居場所(さくらんぼ食堂、ミニカフェ)の提供など

◆開催月等 さくらんぼ食堂：毎月1回／ミニカフェ：毎月2回

◆参加者 地域住民

◆会場 十文字町健康福祉センター、地区交流センターなど

2) みんなの居場所サポート事業

社会的孤立の防止や社会参加、介護予防、見守りあいや課題の早期発見などを主目的とし、支えあいや交流、健康増進活動などを通して住民同士のつながりを深め、福祉活動の拠点となる“みんなの居場所づくり”を推進するため本事業を実施します。

《事業内容》

○地域の居場所づくりの支援

居場所の運営・新規立ち上げ等に関する支援／居場所を通じた見守り・支えあい活動の推進及び地域の情報収集／活動助成金の交付など

◆居場所例 同じ町内に住む方同士が交流を深める活動(いきいきサロンなど)、子どもから高齢者まで幅広い年代が集う活動(こども食堂、地域食

	堂、学習支援活動など)、当事者同士の仲間づくりや悩みを相談し合える活動(子育て世代の集い、ひきこもり支援活動など)
◆支援内容	①運営支援 居場所の運営や新規立ち上げ等に関する相談支援、レクリエーション用具等の貸し出し、福祉に関する講座の調整など ②活動助成金の交付 ・開催1回につき5,000円以内(年間最大60,000円まで) ※趣味の会や同好会など、特定の会員がその活動を楽しむことを主に行われている団体については、運営費に充てられる他の助成金を優先する。なお、他が対象外だった場合は、福祉学習やボランティア活動等1回につき2,500円以内(年間最大15,000円まで)を助成する。

5. 地域を支える団体への支援

1) 福祉団体支援事業

地域福祉活動の担い手である福祉団体を支援するため、各種事務作業等の支援を行います。

《事業内容》
○福祉団体事務の支援 福祉団体事務の支援／自立に向けた事務支援の在り方検討／福祉団体と連携・協働による取り組みの検討・推進など
◆支援対象 市老人クラブ連合会並びに各地域老人クラブ連合会、市身体障害者福祉協会連合会並びに各地区身体障害者福祉協会、市遺族連合会並びに各支部遺族会、市手をつなぐ育成会

6. 地域の支えあいによる除雪活動の推進

1) 除雪ボランティア事業

自力での除雪が困難な世帯を対象に、学生やボランティア、町内会、共助組織等による除雪支援活動を推進します。

《事業内容》
①除雪ボランティアによる除雪支援活動 除雪に関する相談対応及びニーズの把握／支援対象世帯宅の状況確認／除雪ボランティアの募集と協力依頼、活動調整／ボランティアとの除雪支援活動など
◆実施期間 12月～3月の降雪期
◆対象者 単身高齢者世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯などで除雪が困難な世帯
②町内会や共助組織等による除雪活動の支援(除雪活動団体支援事業) 除雪活動団体等の活動保険料の助成など
◆対象者 除雪が困難な世帯を対象とした除雪及び雪下ろし活動を行う社協登録団体(町内会・自治会、共助組織、ボランティア団体、地域や企業等の有志団体など)
◆助成額 1団体につき5,000円以内

7. 災害に備えた取り組みの推進

1) 災害ボランティア事業

災害時に必要な支援が迅速かつ円滑にできるよう、災害ボランティアセンターの設置準備や支援活動を行う人材の確保と育成に努めると共に、災害発生時には地域や行政等と連携しながら、復旧・復興支援活動を行います。

《事業内容》

災害ボランティアセンターの設置及び準備(運営マニュアルの見直し・改正含む)／災害ボランティア事前登録の推進／災害支援活動者(災害ボランティア、災害ボランティアセンター職員スタッフなど)の育成／小地域ネットワーク活動と連携した防災さんぽの実施／被災地域への職員派遣など

《主な取り組み》

①災害ボランティア事前登録の推進

- ◆内 容 災害発生時の迅速かつ円滑な支援活動に向けた災害ボランティアの事前登録(登録者名簿の作成、登録証の発行など)
- ◆対 象 者 市内在住または勤務する15歳以上の個人、団体、NPO、企業など
- ◆登録期間 登録日から最長2年間(偶数年度に更新確認)

②災害ボランティア研修会の開催

○災害ボランティアセンター設置運営訓練

- ◆内 容 市総合防災訓練と一緒に開催(予定)
- ◆参 加 者 災害ボランティア事前登録者(市に登録の専門職ボランティア含む)、横手市社協職員など

◆開 催 月 8月

◆会 場 横手市立体育館

○いつ・もしもに備える防災さんぽ

- ◆内 容 住民参加による散歩を通じた避難経路の確認／避難時の危険個所の把握／災害時要支援者の把握／避難体制の確認など
- ◆参 加 者 地域住民、市職員など
- ◆会 場 市内の小地域ネットワーク会議を実施し、住民支えあいマップを作成している地区などから2ヶ所を選定し実施
- ◆開 催 月 小地域ネットワーク会議開催時に限らず地区と相談の上、決定

基本目標3：みんなが暮らしやすい やさしいまちをつくる

多様化・複雑化している地域課題に対応するため、社協内の部門間連携や福祉関係者、他機関と協働により、福祉サービスの情報提供や相談支援等を行うと共に、生活支援体制や権利擁護体制の整備と充実、強化を図ります。

1. 相談体制の充実と強化

1) 困りごと相談事業

誰もが安心してその人らしく暮らすことができるよう、日常生活上の様々な困りごとについての相談に対応し、部門間連携のほか、住民や地域の関係

者、専門機関との多様なネットワークを活かした支援に努めます。また、支援方法の検討などをおして、対応する職員のスキルアップを図ります。

《事業内容》

生活課題や困りごと、福祉サービスなどの相談対応及び支援／社協内各部門との連携強化／地域住民や関係機関等とのネットワークの強化／地域課題の情報共有及び事例検討の実施など

2. 生活困窮世帯等の自立支援

1) 生活困窮者自立支援事業【市受託事業】

就職や家計管理などの困りごとや不安を抱えている方の相談に対し、課題を整理し相談者に寄り添いながら、他の関係機関と連携して解決・自立に向けた支援を行います。

《事業内容》

相談窓口での対応／自立支援プランの作成／多職種連携による支援／関係機関・団体等との協働による社会資源や出口支援の開発と開拓／食糧支援及びフードドライブ事業の推進／家計管理に関する支援／就労に向けた支援／滞納の解消や各種給付金制度等の利用に向けた支援／債務整理に関する支援／貸付のあっせん／支援調整会議の開催／自立支援の拠点となる居場所の運営など

2) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業【市受託事業】※新規

課題を抱える世帯等を早期発見し、地域とのつながりを持ちながら必要な支援を受けられる環境整備を図ります。また、地域で支える担い手の確保や住民参加型の居場所づくりをとおして、誰もが孤立することなく支えあえる地域づくりを推進します。

《事業内容》

①福祉の担い手確保

- ◆期 日 通年（3回）
- ◆内 容 地域活動の担い手確保の仕組みづくりに関する検討会など
- ◆対 象 者 民生児童委員協議会長、福祉協力員会長、町内会代表者、行政・福祉関係者、地区交流センター代表者、NPO 法人代表者など

②つながる居場所づくり

○居場所の開設準備

- ◆期 間 4～5月
- ◆内 容 活動に関心のあるボランティア団体や個人、地域住民、関係機関等との意見交換、運営方法・周知方法等に関する協議／会場や必要物品の確保など

○居場所開設

- ◆開 催 日 6月から毎週2日程度 10：00～14：00
※活動者との協議結果を踏まえ、試験的な開催や開催頻度、時間等を協議
- ◆対 象 者 ひきこもりや障がいなどにより、社会とのつながりが少ない方、

- つながろうと思っても自信がない方、外に出たい気持ちはあるのに行くところがない方など
- ◆サポーター ボランティア活動者、地域住民など
 - ◆会場 社協福祉センターの空きスペースを候補とするが、移動手段の確保を含めて、対象者が参加しやすい会場を検討
 - ◆内容 懇談、レクリエーションなど
※対象者が居心地よく過ごせることや住民との交流などが図られるように、参加者と相談しながら検討

3) フードドライブ事業

地域住民や関係機関・団体の協力を得ながら、食品ロスの削減と生活困窮者等への食糧支援、こども食堂・地域食堂等への食糧提供を行います。

《事業内容》

①フードドライブ事業

食料品の寄贈受付／社協内及び公共施設等への食料品回収ボックスの設置／のぼりやコンテナの貸し出し／食料品の管理／フードバンクやこども食堂等への食品等の提供など

②フードパントリー事業

生活困窮世帯等への食料品の提供／福祉関係機関・団体等との協力による事業周知及び対象者の把握／ボランティアによる食料品セットの仕分けなど

◆対象者 生活困窮者世帯(主にひとり親世帯や障がい者世帯で家計管理が必要な世帯、横手市自立相談支援窓口や横手市子育て支援課と関わりのある子育て世帯・母子世帯、子どもが3人以上いる多子世帯)

◆実施回数 概ね2～3か月に1回(食品寄付の量に応じて実施)

3. 地域共生社会の実現の推進

1) 重層的支援体制整備事業【市受託事業】

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対し、地域住民や各分野の関係機関等との連携・協働体制の整備と充実を図りながら、それぞれの相談支援や地域づくり支援の取り組みを推進し、共に支えあい誰もが安心して暮らせる“地域共生社会の実現”のための体制整備をめざします。

《事業内容》

多機関協働事業の実施(複雑化・複合化した事例の調整、支援機関の役割分担や支援の方向性等の調整、支援会議及び重層的支援会議の開催など)／アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施(地域の状況等に関する情報収集、支援ニーズを抱える要支援者の発見と働きかけなど)／参加支援事業の実施(支援ニーズと社会資源の調整など)

4. 貸付事業による自立支援

1) たすけあい資金貸付事業

一時的に資金が必要で、その資金の融通を他から受けることが困難な世帯に対し、経済的な自立につながるよう、福祉関係者や自立相談支援窓口等と連携しながら必要に応じた資金貸付や相談支援等を行います。

《事業内容》

資金貸付・償還事務／資金貸付に関する相談対応及び支援／資金の貸付け／訪問や電話等による償還指導など

【たすけあい資金の概要】

- ◆対象世帯 市内に住所があり、資金の貸付や必要な援助指導等により安定した生活を送ることができると見込まれる世帯
- ◆対象用途 進学及び就職するために必要な経費、入院・療養・介護等により必要な経費、葬祭等不時の出費に必要な経費、火災等被災により一時的に必要な経費、公的給付等の支給までに必要な経費など
- ◆貸付限度額 50,000 円（本会会長が特に必要と認める場合は 100,000 円）
- ◆据置期間 貸付金交付月の翌月から 6 ヶ月以内
- ◆償還期限 据置期間後、2 年以内
- ◆利 率 無利子
- ◆連帯保証人 原則、1 人必要

2) 生活福祉資金貸付事務事業【県社協受託事業】

低所得世帯や要援護者世帯等に対し、安定した生活が送れるよう、必要な資金等を低金利または無利子で貸付けすると共に、福祉関係者や自立相談支援窓口等と連携しながら必要な相談支援を行います。

《事業内容》

資金貸付及び償還に関する相談対応と支援／資金貸付及び償還に関する事務／県社協が行う償還指導への協力／生福資金担当民生委員及び職員の研修など

【生活福祉資金の概要】

- ◆対象世帯 低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯
- ◆資金の種類 総合支援資金（主に失業者向けの貸付）、福祉資金（生活上で一時的に必要な費用の貸付）、教育支援資金（進学や就学等に必要な費用の貸付）、不動産担保型生活資金（不動産を担保とする貸付）
- ◆連帯保証人 原則、1 人必要

5. 権利擁護支援の充実と強化

1) 権利擁護支援センター事業

認知症や知的・精神障がい等により日常生活上の判断に不安のある方が地域において安心した生活が送れるよう、法人各部門及び関係機関等との連携による権利擁護支援に努めます。

《事業内容》

①法人後見事業

成年後見制度を利用した支援の提供／後見等事務（財産及び収支管理、身上保

護、各管理計画の策定など）／辞任及び類型移行等の申請手続き／法人運営委員会（受任適否の審議、辞任及び類型移行等の申請に関する審議など）の開催など

②福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）【県社協受託事業】

福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、書類等の預かり／支援員の確保等による支援体制の整備／支援を必要とする方の把握と地域の見守り活動の推進／成年後見制度への円滑な移行支援など

2) 成年後見推進事業【市受託事業】

関係機関や専門職等で構成する「連携ネットワーク」の中核を担い、地域で支えあいながら、誰もが尊厳をもって自分らしく暮らし続けることができる地域づくりを推進します。

《事業内容》

権利擁護に関する相談対応／成年後見支援センターの運営／センター運営検討委員会、地域連携ネットワーク協議会の開催／市民後見人等候補者名簿の管理・登録／家庭裁判所との調整／市民後見人の活動支援／市民後見人養成研修又は制度啓発セミナーの実施／市民後見人フォローアップ研修の実施／定期相談会の開催／成年後見制度の普及・啓発／市民後見人意見交換会の開催／日常生活自立支援事業と連動した権利擁護支援の実施／法人後見の実施に向けた検討及び準備など

基本目標4：信頼され安定した事業運営に向けた組織基盤をつくる

地域から信頼される組織づくりや地域福祉活動の財源の安定的な確保をめざし各種事業やサービス等の評価及び改善を行うほか、地域や社会のニーズ等を踏まえながら、今後の地域福祉を推進するための計画の推進に努めます。

1. 事業運営の充実と強化

1) 資金貸付事業運営委員会の開催

本会の貸付事業における適正な貸付及び運用を図るために、運営委員会を開催します。

《事業内容》

資金貸付及び償還状況の確認／援助指導及び償還指導に関する意見交換／償還免除等に関する協議／資金貸付事業のあり方についての協議／貸付及び相談対応事例への評価など

◆開催月 11月

◆出席者 運営委員（8名）

◆会場 浅舞地区交流センター

2. 活動財源の確保

1) 社協会員募集事業

福祉協力員等の協力を得ながら社協会員を募集し、社協の事業の周知を図ると共に、安定した財源を確保します。また、地域福祉活動への参加促進と地域住民に対しての募集を通じた福祉啓蒙活動、賛助、特別会員の拡大を図ります。

《事業内容》

社協会員の募集／福祉協力員等を対象とした説明会の開催／企業等への加入依頼訪問／町内会等での会費使途の説明／社協会員制度の見直しなど

◆募集期間 通年（7～9月を会員募集強調期間として設定する予定）

◆会員区分 一般会員（個人・世帯：700円）、賛助会員（個人・世帯：1,000円以上）、特別会員（個人・企業・団体：2,000円以上）

2) 共同募金運動推進事業

横手市共同募金委員会の事務を担い、福祉活動の財源確保に向けた赤い羽根共同募金運動の推進のほか、災害等被災世帯への支援などを行います。

《事業内容》

横手市共同募金委員会の運営事務（各地域含む）／赤い羽根共同募金運動への協力／災害等見舞金の交付／災害時の義援金募集活動／県共同募金会主催の会議・研修等への参加など

3. 行政と連携した取り組みの推進

1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進

市と一体的に策定した第4次横手市地域福祉計画・地域福祉活動計画の周知とその推進に努めます。

《事業内容》

第4次横手市地域福祉計画・地域福祉活動計画の周知、推進及び進捗管理など